第1章第10節第78の＜注51＞の2中⑧を⑨とし、⑦を⑧とし、⑥を⑦とし、⑤の次に次のように加える。

⑹　債券発行差額の償却基準（公立大学法人に限る。）

第1章第13節第126を同節第128とし、同節第121から第125までを2ずつ繰り下げる。

第1章第12節第7款第120を同款第122とし、同款第119を同款第121とし、同款第118を同款第120とする。

第1章第12節第6款第117の2の⑶中「財団法人」を「一般財団法人、公益財団法人」に改め、同款第117の＜注78＞中「財団法人、社団法人」を「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人」に改め、同款第117を同款第119とする。

第1章第12節第6款第116を同款第118とする。

第1章第12節第5款第115を同款第117とし、同款第114を同款第116とする。

第1章第12節第4款第113を同款第115とし、同款第112を同款第114とする。

第1章第12節第3款第111を同款第113とし、同款第108から第110までを2ずつ繰り下げる。

第1章第12節第2款第107を同款第109とし、同款第106を同款第108とする。

第1章第12節第2款第105を同款第106とし、同款第106の次に次のように加える。

第107　法人税等の期間配分に係る会計処理

1　連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。

2　一時差異等に係る税金の額は、独立行政法人会計基準「第35　法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。

第1章第12節第2款第101中「地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）」を「連結される特定関連会社」に「当該連結法人」を「当該連結される特定関連会社」に「及び連結法人」を「及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）」に改め、同款第101を同款第102とする。

第1章第12節第1款第100を同款第101とし、同款第95から第99までを1ずつ繰り下げる。

第1章第11節第94を同節第95とし、同節第90から同節第93までを1ずつ繰り下げる。

第1章第11節第88の＜注63＞の2中「第88」を「第89」に改め、同節第88を同節第89とし、同節第87の次に次のように加える。

第88　債券発行差額の会計処理

1　公立大学法人が事業資金等の調達のために債券を発行する場合においては、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。

2　債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。

3　債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする。

第2章第2節第12の2⑴中「第112」を「第113」に改める。

第2章第3節第36の1中「未認識過去勤務債務」を「未認識過去勤務費用」に改め、同節第36の1に後段として次のように加える。

なお、連結貸借対照表においても同様である。

第2章第3節第36の2中「時に」を「により」に改め、「一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき」を削る。

第2章第3節第36の3中「未認識過去勤務債務とは」を「未認識過去勤務費用とは」に、「未認識過去勤務債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる」を「未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する」に改める。

第2章第3節第36の4中「平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる」を「原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する」に改める。

第2章第3節第36の＜注34＞中「退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他役員及び職員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない」を「次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない」に改め、同節第36の＜注34＞に次のように加える。

⑴　退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）

⑵　退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）。なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

第2章第3節第36の＜注35＞中「長期の」を削り、「しなければならない」を「する」に改める。

第2章第13節第2款第107中「（以下「連結法人」という。）」を削り、「当該連結法人」を「当該連結される特定関連会社」に、「及び連結法人」を「及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）」に改める。

第2章第14節第132を同節第133とし、同節第127から同節第131までを1ずつ繰り下げる。

第2章第13節第7款第126を同款第127とし、同款第125を同款第126とし、同款第124を同款第125とする。

第2章第13節第6款第123の2の⑶中「財団法人」を「一般財団法人、公益財団法人」に改め、同款第123の＜注84＞中「財団法人、社団法人」を「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人」に改め、同款第123を同款第124とする。

第2章第13節第6款第122を同款第123とする。

第2章第13節第5款第121を同款第122とし、同款第120を同款第121とする。

第2章第13節第4款第119を同款第120とし、同款第118を同款第119とする。

第2章第13節第3款第117を同款第118とし、同款第114から第116までを1ずつ繰り下げる。

第2章第13節第2款第113を同款第114とし、同款第112を同款第113とし、同款第111の次に次のように加える。

第112　法人税等の期間配分に係る会計処理

1　連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。

2　一時差異等に係る税金の額は、独立行政法人会計基準「第35　法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行し、同日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。